

所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の一部改正（案）

に対する「ご意見と市の考え方」

平成30年1月に実施しました 所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の一部改正（案）へのパブリックコメントにつきまして、皆様から寄せられたご意見の内容とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見をいただきました皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月19日
所沢市福祉部障害福祉課
電話：04-2998-9116
Fax：04-2998-1147
E-Mail：a9116@city.tokorozawa.lg.jp

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成30年1月25日（木）～2月7日（水）
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請

2. 意見

- (1) 応募件数 9件（団体含む）
〈内訳〉 持参 3件、FAX 5件、電子メール 1件
- (2) 意見総数 9件

〈内 訳〉

項 目	ご意見の件数
精神障害者の手当支給額の増額について	3
手当支給額が減額となる区分があることについて	6
合 計	9

No.	項目	ご意見	市の考え方
1	精神障害者の 手当支給額の 増額について	障害によって手当が増える人減る人がいろいろいるとは思いますが、皆が同じような金額で処理されていくことはいいと思います。	ご意見ありがとうございます。
2		3障害を同等にさせていただき御苦労ご苦心に心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。 家族会の一部の方(だれもが望むことと思いますが)が声を大にして言われたことは、病氣全般に対しての一部でもよいから補助がほしい、生活保護を頑張っとうけずに本当にやりくりしている家族も多いです。精神の病の方はどうしてもあれこれ心配のあまり医療機関にかけこみメンタル的なものとはっきり言われ…々々家族としてもギリギリの線で頑張っている…むずかしいことですよネ 一言かかせていただきました。 他市の方々にも良いようになられますことでしょう！	ご意見ありがとうございます。
3		1. はじめに 障害格差の是正を図るため、制度の見直しを行っていただきありがとうございます。 2. 改正内容 精神障害者の福祉手当等は他の障害者と違って遅れております。 例 公共交通料金の割引制度の適用を。 医療費の補助制度適用を。 これは所沢市だけの問題ではありませんが、精神障害者が地域の中で支援をいただきながら生きて行くために、ぜひ考えて、公平・平等の原則で実現をご検討される事をお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。重度心身障害児等医療費助成制度は、精神障害1級の方を対象としておりますが、公共交通料金等の割引は、ご意見のとおり遅れている状況にあり、機会を捉えて国等に働きかけを行って参ります。
4		1. はじめに 市は身体障害、知的障害、精神障害の福祉サービスの格差是正が目的、厳しい予算の中でサービス拡充の見直しは反対です。福祉予算を削減する心がまえは納得出来ません。 2. 主な改正 第4次所沢市障害者支援計画に障害者数の状況に、身体障害者数はほぼ横ばいです。知的は約10%、精神は13%増加しています。 つまり障害者の個々の特徴が有るのはやむを得ないのが当然です。 よって障害福祉サービスの目標、見込量を提案します。全て統一は将来、懸念です。 福祉予算を削減でなく、再度見直し案を提示して下さい。	本条例改正は、本事業を持続可能な制度とするために、手当支給額等について総合的に見直しを行ったものです。障害福祉に関する予算は毎年増額となっており、今後も障害者の生活に必要なサービスを新たに実施するなど充実していくためには、既存事業の見直しはやむを得ないものと考えます。なお、見直し後においても、埼玉県内トップ水準の手当支給額を維持しておりますことから、ご理解くださいますよう、お願いいたします。
5		今の予算内に精神障害者の手当をいかに乗せるかを考えた様子は手に取るようにわかります。障害者同志の痛み分けになるわけです。こうなると障害者が仲間割れになることもあると思います。現行の手当はそのままにして、精神障害者の手当は予算を取って支給していただきたい。 障害者は、手当も含め収入として生活している現実です。手当は生活を維持するために支給しているわけではない(ある会議で女子職員の発言)。もっと障害者の生活に目に向け、障害者を向き合い真剣に考えてほしい。 障害者は一生懸命働いて10万円たらずの給料でガンバッています。	
6		所沢市重度心身障害福祉手当支給条例第1条(目的)に「福祉の増進を図ることを目的とする。」とあります。減額は増進とはいえないと思います。市内重度の方に対する福祉の増進のために設ける手当が予算枠の数字あわせ、格差是正が差別の解消とはあまりに不自然と感じます。重い障害のある方への所沢市の手厚い手立を希望します。 パラリンピックも行われる時、外国のハンデある人に誇れる所沢市であって欲しいです。重い方々に犠牲を強いるのは違うと考えます。	
7		障害者の方々、通院や装具の修理等で多くのお金がかかります。我が子も義足を装着しているので、よくわかります。障害福祉手当を増額するようお願いいたします。	

No.	項目	ご意見	市の考え方
8		<p>1. はじめに 趣旨には大賛成！</p> <p>2. 主な改正内容 大いに反対。</p> <p>①11,500円を9,000円に減ずる主な理由は、精神1級を5,000円から9,000円に増額するための財源の捻出と判断するが、計算方法が明示されていないこともあって、どうして案に示されている金額になるのか理解不能！！小生の計算では11,500円を11,300円にすることで十分に足りるはずである。</p> <p>②知的的Bの支給額が認定年月日によって9,000円と5,000円の2種存在させることは一種の『差別』と断じざるをえない！！ (5,000円にすることは賛成である。)</p> <p>やはり11,500円組等と同様、経過措置を設けて、でも、5,000円に統一するべきである。こんな変な案を、よくぞ出せるものだ！！</p>	<p>本条例改正の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>手当支給額等の改正内容は、他自治体の実施状況や、埼玉県の在宅重度心身障害者手当支給事業の補助基準に照らし総合的に検討したものです。</p> <p>ご指摘の知的障害Bについては、減額幅の大きさから、生活に対する影響を考慮し、既に認定を受けている方については現状維持としたものです。制度を実施するにあたり、一定の線引きはやむを得ないものと考えられますことから、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
9	<p>手当支給額が減額となる区分があることについて</p>	<p>今回の手当支給制度の条例変更については、精神障害者への支給額の引き上げや対象範囲の拡大により、身体障害者及び知的障害者と同様の制度となったことについて、障害者基本法や障害者総合支援法に基づく積極的施策変更として高く評価するものです。今後ともその姿勢を継続されることを希望します。</p> <p>しかしながらその財源を、他の障害者への支給額の引き下げに求めていることについては、問題があると言わざるを得ません。この制度は重度障害者を対象としており、その点では変わっていませんが、10数年前に所得に制限を設けて、対象者を非課税に絞り、支給額も最大で7,000円(16,000円から9,000円)引き下げました。その結果現在の支給対象者は、概ね無職で所得がないか、就労継続Bなどで低所得の障害者が対象です。多くは親と一緒に暮らすか、親からの援助で生活を支えているものと思われます。そして、その親たちも年を重ね、年金生活に入っている方たちも多くなっているのではないのでしょうか。そのような状況で、月当たり4,000円乃至2,500円支給額が引き下げられることによる影響を考えていただきたいと思います。けっして余裕のある生活とはいえないなかで、通常必要としている生計費を更に削ることを強いられることになるのです。</p> <p>制度変更の財源を、高齢者・障害者・子供たちなどの福祉、生活保護者に関わる民生費の中でのみ考えていたのでは、高齢化の進行や国の各種制度変更による市町村への負担が増えている現状では限界があります。民生費の予算項目は、どれも暮らしや命に関わる重要な予算のはずです。</p> <p>財源は、市の予算全体の中で考え・求めていくべきではないのでしょうか。市長は、企業誘致により市の収入を増やし、それを福祉に振り向けたいとお考えのようですが、周辺には企業の撤退により危機に陥ろうとしている市もあるやに聴いています。そうしたリスクもある中で、企業のために少なからぬ予算措置が為されているようですが、今後は市民生活に密着した予算編成を行うよう強く求めます。特に民生費を重視し、今回の手当制度においても、支給額が削られることなく、3障害平等の手当制度を実現するよう要望します。</p>	<p>本条例改正の趣旨を評価していただき、ありがとうございます。</p> <p>本市は、一般会計の約50%を民生費が占める状況となっており、福祉を重要な施策として予算を計上しているところです。障害福祉に関する予算も、継続的に伸びておりますが、市の財政としては、非常に厳しい状況が続いております。</p> <p>予算編成にあたっては、限られた財源の中で、様々な分野に適切な予算配分をする必要がありますことから、総合的に検討したものです。ご理解くださいますよう、お願いいたします。</p>